

公益財団法人大分県自治人材育成センター研修規程

平成21年10月1日施行

平成23年4月1日施行

平成26年1月1日施行

平成26年4月1日施行

平成28年4月1日施行

第一章 通則（第1条～第2条）

第二章 県職員研修（第3条～第4条）

第三章 市町村職員研修（第5条～第15条）

第四章 共通事項・その他（第16条～第20条）

第一章 通則

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人大分県自治人材育成センター（以下「センター」という。）の定款に定める自治体職員（以下「職員」という。）の研修に関し、必要な事項を定めるものとする。

（研修の基準）

第2条 研修は、職員が現についている職又は将来つくことが予想される職の職務の遂行に係る知識、技能、態度等について、合理的な基準に基づき、かつ、すべての職員にその機会を与えるよう計画し、実施しなければならない。

第二章 県職員研修

（県職員研修の実施）

第3条 県職員研修は、大分県人材育成方針及び県職員研修に関する基本計画に基づき、実施するものとする。

（県研修生の決定）

第4条 県職員研修を受ける県職員（以下「県研修生」という。）は、大分県知事（以下「知事」という。）の推薦に基づき、センター会長（以下「会長」という。）が決定し、通知するものとする。

第三章 市町村職員研修

（市町村職員研修の実施）

第5条 市町村職員研修は、市町村職員研修に関する基本方針に基づき、実施するものとする。

(研修の区分)

第6条 市町村職員研修は、階層別研修、職務能力向上研修、行政実務研修、講師養成研修、派遣研修及び支援研修に区分して実施する。

(階層別研修)

第7条 階層別研修は、職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能、態度、その他基礎的な教養を習得させることを目的とする。

2 前項の研修は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に掲げる者を対象として行う。

- (1) 新採用職員 新規に採用された職員
- (2) 中堅職員Ⅰ 30歳程度の職員
- (3) 中堅職員Ⅱ 係長及びこれに相当する職に昇任前の職員
- (4) 新任係長級 新たに係長及びこれに相当する職に昇任した職員
- (5) 新任課長補佐級 新たに課長補佐及びこれに相当する職に昇任した職員
- (6) 新任課長級 新たに課長及びこれに相当する職に昇任した職員
- (7) 幹部セミナー 副市町村長、部長、課長及びこれに相当する職にある職員

(職務能力向上研修)

第8条 職務能力向上研修は、業務を効果的・効率的に遂行するために必要とされる能力やキャリア開発を進める上に必要な知識、技能等を習得させることを目的とする。

(行政実務研修)

第9条 行政実務研修は、日常業務に密接な関係のある専門的な知識及び技能を習得させ、その実務能力の向上を図ることを目的とする。

(講師養成研修)

第10条 講師養成研修は、センター研修又は市町村の研修の講師養成を目的とする。

(派遣研修)

第11条 派遣研修は、研修リーダーの養成、市町村独自の研修内容の充実、職員の経営感覚の習得及び意識改革等を図るため、センターの指定する関係機関が実施する研修及び民間企業に職員を派遣することを目的とする。この場合において、関係機関が実施する研修に市町村が職員を派遣する場合については、受講料を予算の範囲内で支援する。

(支援研修)

第12条 支援研修は、市町村が独自に実施する研修の充実及び職員の自学を促進することを目的に、独自研修の実施、センターの指定する通信講座の受講及びセンターの指定する試験の受検をする場合に、予算の範囲内で支援する。

(市町村研修生の決定)

第13条 市町村職員研修を受ける市町村職員（以下「市町村研修生」という。）は、市町村長の推薦に基づき、会長が決定する。

2 市町村長は、職員を市町村研修生として推薦しようとするときは、会長が指定する日までに、別に定める市町村研修生推薦書を提出しなければならない。

3 会長は、前項に基づき推薦された職員が、別に定める資格要件等に適合すると認めるときは、市町村研修生として決定し、速やかに、当該市町村長に通知しなければならない。

(市町村長の義務)

第14条 市町村長は、市町村研修生が研修に専念できるように、その機会と便宜を与えなければならない。

(修了証書)

第15条 会長は、講師養成研修を修了した市町村研修生に修了証書を交付するものとする。ただし、センターの指定する関係機関が実施する研修で、当該関係機関から修了証書等が交付される場合は、この限りでない。

第四章 共通事項・その他

(研修計画)

第16条 会長は、毎年3月31日までに翌年度の研修実施計画を決定し、知事及び市町村長に通知しなければならない。

(研修生の義務)

第17条 県研修生及び市町村研修生は、研修の期間中、会長等の定める規律に従い、研修に専念しなければならない。

(効果測定)

第18条 会長は、県研修生及び市町村研修生に対して、試験その他の方法により、研修効果の測定を行うことができる。

(研修結果の通知)

第19条 会長は、研修が終了したときは、速やかに、知事及び市町村長にそれぞれの職員に関する研修結果を通知しなければならない。ただし、セン

ターの指定する関係機関が実施する研修で、当該関係機関から修了証書等が交付される場合は、この限りでない。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、研修の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に基づく公益認定があった日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。